

# 令和5年度 日高町一般廃棄物処理実施計画

## 第1節 基本的事項

### 1 計画区域

行政区域全域とします。

### 2 計画期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 3 一般廃棄物の発生量（処理量）の見込み

令和5年度の日高町（以下「本町」という。）の一般廃棄物の発生量の見込みは以下のとおりです。

#### ▼ごみの発生量（処理量）の見込み

	単位	令和5年度	処理先
家庭系ごみ（収集+持込）	t	1,846	-
燃えるごみ	t	1,433	御坊広域行政 事務組合 清掃センター
燃えない複雑ごみ	t	83	
資源ごみ	t	73	
燃える大型ごみ	t	131	
燃えない大型ごみ	t	52	
小型プラスチックごみ	t	51	
乾電池	t	2	
ペットボトル	t	21	資源化業者
事業系ごみ	t	181	-
燃えるごみ	t	73	御坊広域行政 事務組合 清掃センター
燃えない複雑ごみ	t	11	
資源ごみ	t	0	
燃える大型ごみ	t	90	
燃えない大型ごみ	t	7	
集団回収	t	226	資源化業者
総排出量	t	2,253	-

#### ▼し尿及び浄化槽汚泥の発生量及び処理量の見込み

区 分	単位	令和5年度
し尿	kL	423
浄化槽汚泥	kL	4,033
集落排水汚泥	kL	1,540
合併処理浄化槽汚泥	kL	2,431
単独処理浄化槽汚泥	kL	62
合計	kL	4,456

## 第2節 ごみ処理実施計画

### 1 排出抑制のための施策

#### ■ 行政における役割、方策

施策の項目	取組み内容
環境教育、啓発活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 広報誌・防災行政無線によるPR活動</li> <li>● ごみの出し方・ごみカレンダーの各戸配布</li> <li>● 家電リサイクル法及びパソコンリサイクルの周知</li> <li>● 資源ごみ集団回収奨励金交付制度、小規模環境施設整備事業の普及推進</li> <li>● ごみステーション用看板の作成及び設置</li> <li>● ごみ処理施設（清掃センター）の見学</li> <li>● マイバッグキャンペーンの推進</li> <li>● アパート管理者に対する指導の実施</li> <li>● 事業者に対する減量化・再生利用の指導</li> <li>● 実績をあげた個人・事業者の活動に対する表彰制度の検討</li> </ul>
有料化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 指定ごみ袋の価格の見直しの検討</li> </ul>
食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● フードバンク活動等の住民への啓発</li> <li>● 食品ロス削減に関する食品関連事業者の取組みを周知し、理解を促進</li> </ul>
プラスチック製品の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ホームページや SNS 等での使い捨てプラスチック製品の使用の抑制などの啓発</li> <li>● 小型プラスチックの分別収集の徹底を啓発</li> <li>● プラスチック製品のリサイクルについては国の動向を注視</li> </ul>
多量の一般廃棄物排出事業者に対する減量化指導	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 有効利用の手法、資源物を取り扱う資源回収業者等の紹介</li> <li>● 販売店の店頭での資源物の回収を協力要請</li> </ul>
飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 販売店等への過剰包装の自粛呼びかけ</li> </ul>
庁用品、公共関与事業における再生製品等の使用促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 庁用品に再生製品等を使用</li> <li>● 公共事業等において再生品等の使用</li> </ul>

■ 住民における役割、方策

施策の項目	取組み内容
住民団体による集団回収の促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 集団回収や資源回収業者の利用促進</li> <li>● 廃家電やパソコン等の適正なルートでの処理・再生を推進</li> <li>● リターナブルビンの返却</li> <li>● ペットボトル、乾電池等の拠点回収・店頭回収を積極的に利用</li> <li>● フリーマーケットやガレージセールの場合、民間団体が提供する不用品交換情報等を活用</li> <li>● ごみの分別収集の徹底</li> </ul>
生ごみの減量化	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「使いきる」、「食べきる」、「水気をきる」の3キリ運動</li> <li>● 生ごみの堆肥化</li> </ul>
食品ロスの削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 計画的な食品購入と食材の使い切りによる生ごみの発生抑制</li> </ul>
プラスチック製品の削減	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ワンウェイプラスチックの使用抑制</li> <li>● 環境に配慮した製品やできる限り長時間（期間）使用できる製品の選択</li> </ul>
過剰包装の自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>● マイバッグ持参によるレジ袋等のごみの削減</li> <li>● 簡易包装の選択</li> </ul>
再生品の使用促進、使い捨て品の使用抑制等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 再生品の使用</li> <li>● 使い捨て品の使用抑制</li> <li>● 物をむだに消費しない生活スタイル</li> </ul>

■ 事業者における役割、方策

施策の項目	取組み内容
発生源における排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 排出者責任や拡大生産者責任を認識</li> <li>● ごみの多量排出事業所には、減量化・再資源化計画の作成・提出</li> <li>● 食品廃棄物の多量排出事業所への食品ロス削減の情報提供</li> </ul>
過剰包装の自粛	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 過剰包装を可能な限り控えるような取組みへ積極的に協力</li> </ul>
流通包装廃棄物の排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 包装素材の統一化、緩衝材の使用抑制、包装資材の再使用等により流通包装廃棄物の発生を抑制</li> </ul>
使い捨て容器の使用抑制と製造・流通事業者自主回収・資源化の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 使い捨て容器の使用抑制</li> <li>● 環境やリサイクルを考えた製品の販売や自主回収、資源化ルートを構築</li> <li>● 製品の長寿命化や修理しやすい構造の商品の製造</li> <li>● 再使用できる容器の利用やリサイクルしやすい素材の利用</li> <li>● 商品の流通時の梱包材の減量や再使用のほか効率的な輸送</li> </ul>
再生品の使用促進等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 事務用紙、コピー用紙、トイレトペーパー等の再生品の使用</li> </ul>

## 2 処理主体

### ▼ごみ処理主体

排出者	ごみ区分	収集運搬	中間処理	最終処分
住民	燃えるごみ	本町 または 排出者 (直接搬入)	御坊広域行政 事務組合	御坊広域行政 事務組合
	資源ごみ			
	小型プラスチックごみ			
	燃えない複雑ごみ			
	燃えない大型ごみ			
	燃える大型ごみ			
	ペットボトル	拠点回収	-	資源化業者
	乾電池		-	資源化業者
	古紙類	集団回収	-	資源化業者
事業者	燃えるごみ	事業者 または 排出者 (直接搬入)	御坊広域行政 事務組合	御坊広域行政 事務組合
	資源ごみ			
	小型プラスチックごみ			
	燃えない複雑ごみ			
	燃えない大型ごみ			
	燃える大型ごみ			

注) 本町が処理主体となる収集運搬や中間処理に委託も含む。

### 3 収集・運搬計画

#### 3-1 ごみの分別区分

##### ▼ごみの種類と主な品目

分別区分		主な品目
可燃物	燃えるごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●台所から出るごみ（生ごみ、トレイ類、ソース、玉子ケース、豆腐パック等）</li> <li>●衣類（ボロ布・古着等）</li> <li>●新聞・雑誌・ダンボール類（新聞、本等、ダンボール、牛乳パック等）</li> <li>●はきもの類（靴・スリッパ・長靴《安全靴は除く》）</li> <li>●その他（紙おむつ、使い捨てカイロ、生花、ぬいぐるみ等）</li> </ul>
	燃えない 複雑ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●金属が混在するプラスチック製品（テープ（カセットテープ・ビデオテープ）、使い捨てライター、フロッピーディスク、傘等）</li> <li>●われたガラス等（セトモノ類（茶わん・皿）、ガラス製食器、植木鉢等）</li> <li>●その他（カミソリ、蛍光灯、釣り竿・釣り糸・釣り針、針金ハンガー、ノコギリ・かま等、包丁、シェーバー、カセットコンロ、携帯電話、ゲーム機《ソフト》、デジタルカメラ《カメラ》、おもちゃ《金属を含む》、時計等）</li> <li>●ビニール類（ビニールホース・ビニールプール・浮き輪・ビニールパイプ等）</li> </ul>
不燃物	資源ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●空カン類（スプレー缶・カセットボンベ等）</li> <li>●空ビン類（一升ビン・ビールビン等）</li> <li>●その他（菓子等のカン類、やかん等の金属類等）</li> </ul>
	小型プラスチックごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●文具・玩具類（ボールペン・定規・筆箱・下敷き、プリンター、じょうろ等）</li> <li>●ボトル類（洗剤、シャンプー・リンス等）</li> <li>●日用品（プラスチック製食器等）</li> <li>●ふた（チューブのふたやシャンプー・洗剤のキャップ、ペットボトルのふた、入浴剤のふた、インスタントコーヒーのふた等）</li> <li>●その他（ポリ容器・発泡スチロール、プラスチック製植木鉢、畦なみ、洗面器等）</li> </ul>
粗大ごみ	燃える 大型ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●木製家具類（タンス、イス、ふすま・障子等）</li> <li>●じゅうたん類（ふとん・毛布、じゅうたん、マットレス《スプリング付きマットレスは除く》、タタミ等）</li> <li>●乾燥した廃材類（木材、丸木、植木の枝・木切れ等）</li> </ul>
	燃えない 大型ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●スチール製品類（ロッカー、デスク・イス等）</li> <li>●電化製品類（電気製品類（掃除機・扇風機・電気ポット等））</li> <li>●その他（自転車、石油ストーブ、ガステーブル、大型プラスチック容器、コンテナ類、トタン、一斗缶、物干しざお・鉄パイプ等）</li> </ul>
ペットボトル		◆拠点回収《PETのみ》
収集しないごみ	清掃センターへ 直接持ち込める ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●生木</li> <li>●ワイヤー</li> <li>●大型ダンボール</li> <li>●原付《原付スクーター型限定（50cc以下）》</li> <li>●ドラム缶</li> <li>●スプリング付マットレス</li> <li>●その他（消毒用噴射器、電気温水器、大型マシン、ワイヤーチェーン、針金、太陽熱温水器、金網、電源コード、ボイラー等）</li> </ul>
	清掃センターへ 直接持ち込めない ごみ	<ul style="list-style-type: none"> <li>●消火器</li> <li>●プロパンガス・ボンベ</li> <li>●廃タイヤ</li> <li>●その他（農家用ビニール、農薬・殺虫剤・漂白剤等の液体・ピクリンの缶、バッテリー、瓦、コンクリートガラ・石こうボード、焼却灰・土砂、有害危険ごみ産業（乾電池類《ボタン型水銀を含む》）、産業廃棄物（建設廃材・パチンコ台等）、感染性医療廃棄物（メス・注射針等）、ダイオキシン発生に関わる事業系ごみ等）</li> </ul>
リサイクル	家電リサイクル 法対象品目	★テレビ《ブラウン管・液晶・プラズマ》、エアコン、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機
	パソコン	★ディスプレイ・デスクトップ本体、ノートパソコン
乾電池		◆拠点回収 【回収箱設置場所】 電気店等

### 3-2 ごみの収集運搬体制

家庭から分別して出されたごみは、以下に示す方式・体制にて収集します。

#### ▼収集頻度及び収集方法等

分別区分	収集頻度	収集主体	排出方法	収集方法
燃えるごみ	週2回	委託	指定袋	ステーション
資源ごみ	月2回	委託	指定袋	ステーション
小型プラスチックごみ	月1~2回	委託	指定袋	ステーション
燃えない複雑ごみ	月1回	委託	指定袋	ステーション
燃える大型ごみ	年4回	委託	ステッカー貼付	ステーション
燃えない大型ごみ	年4回	委託	ステッカー貼付	ステーション
収集しないごみ	清掃センターへ自分で直接持込めるごみ	生木《直径30cm・2m以内》、ワイヤー、大型ダンボール、ビニールハウス用パイプ、原付《50cc以下》、大型農機具 消毒用噴射器、大型マシン、ポンプ、ワイヤーチェーン、金網、自動販売機、焼却炉、配管用機材、電線コード、スプリング付マットレス、コピー機、ドラム缶、ボイラー、発電機、電気温水器、針金、浴槽、太陽熱温水器		
	清掃センターへ持込めないごみ (清掃センターで処理できないごみ)	消火器、プロパンガスボンベ、廃タイヤ、農業用ビニール、農薬、殺虫剤、漂白剤等の液体、ピクリンの缶、バッテリー、瓦、コンクリートガラ、石こうボード、焼却灰・土砂 有害危険ゴミ(乾電池類《ボタン型水銀を含む》)ダイオキシン発生に関わる事業系ごみ産業廃棄物(建設廃材・パチンコ台等)感染性医療廃棄物(メス・注射針等)		

#### ▼指定ごみ収集袋の種類

分別区分		袋の大きさ等	単価	袋の色
可燃物	家庭系	大	50円/枚	半透明(赤)
		小	40円/枚	半透明(赤)
不燃物	家庭系	大	50円/枚	透明(青)
		小	40円/枚	透明(青)
粗大ごみ	家庭系	ステッカー	100円/枚	黄色

事業者が排出するごみは事業者自らが清掃センターへ搬入するか、本町が委託した業者により収集を行っています。

▼自己搬入

分別区分	手数料	受付曜日	受付時間	備考
一般個人	10kg につき 30 円(税別)	平日	8:00~11:45 12:45~16:00	家庭系のごみであっても最大積載量 1.5t 以上の車両で搬入した場合は、事業系ごみとする運用を行っています。
		日曜日 (月 1 度)	8:00~11:30	月に一度、一般個人ごみ(最大積載量 1.5t 未満の車両に限る)の日曜受付を行います。奇数月は第 3 日曜日、偶数月は第 4 日曜日です。
事業系	10kg につき 100 円(税別)	平日	8:00~11:45 12:45~16:00	産業廃棄物に該当するものは搬入できません。

▼収集運搬

収集形態	業者数	収集車両等台数
委託	1	収集車(パッカー車) : 2t 車 1 台 4t 車 2 台 運搬車(トラック) : 2t 車 1 台

## 4 中間処理計画

収集又は直接搬入された燃えるごみ及び燃える大型ごみは、清掃センターごみ処理施設（焼却施設・破碎施設）で中間処理しています。

拠点回収により回収されたペットボトルは、手選別されたのち、清掃センターストックヤード施設（ペットボトル粉碎処理施設）に搬入され、粉碎処理後、粉碎品を地元業者に売却しています。

分別収集された小型プラスチックごみは、清掃センター廃プラスチックストックヤード施設にて破碎・圧縮梱包され製紙工場のボイラー燃料として、サーマルリサイクルを行います。

### ▼清掃センターごみ処理施設（焼却施設・破碎施設）

名称	全連続式焼却炉（流動床炉）	
所在地	御坊市名田町野島 2 7 3 1 番地 4	
建築面積	2,587 m <sup>2</sup>	
着工年月	平成 7 年 7 月	
竣工年月	平成 10 年 3 月	
公称能力	147 t / 24 h (73.5 t / 24 h × 2 炉)	
主要設備等	建 屋	鉄骨造 A L C 版張 地下 1 階 地上 4 階
	火床面積等	火床面積 7.2m <sup>2</sup> / 炉 炉容積 107m <sup>3</sup> / 炉
	燃焼ガス冷却設備	水噴射式
	排ガス処理設備	有害ガス除去(乾式)+ろ過式集じん器(バグフィルター)
	通風設備	平衡通風方式
	灰出し設備	灰安定化式(薬剤添加式)
	排水処理設備	物理化学処理方式(循環無放流)

### ▼清掃センター廃プラスチックストックヤード施設

名称	清掃センター廃プラスチックストックヤード施設
延床面積	1,108.97 m <sup>2</sup>
着工年月	令和 4 年 4 月
竣工年月	令和 4 年 12 月
処理能力	4.9 t / 日
建屋構造	鉄骨造 A L C 版張 地上 1 階 一部 2 階
処理概要	破袋+廃プラスチック選別+破碎+圧縮梱包

## 5 最終処分計画

清掃センターで焼却処理後のばいじん処理物及び焼却灰については大阪湾広域臨海整備センターに埋立処分を委託し、焼却残渣等については清掃センターにて埋立処分します。

### ▼大阪湾広域臨海環境整備センター（大阪湾フェニックス計画）の概要

名称	尼崎沖埋立処分場	泉大津沖埋立処分場	神戸沖埋立処分場	大阪沖埋立処分場
処分場所在地	尼崎西宮芦屋港/ 尼崎市東海岸町地先	堺泉北港/ 泉大津市夕風町地先	神戸港/神戸市 東灘区向洋町地先	大阪港/大阪市此花 区北港緑地地先
埋立面積	1,130,000m <sup>2</sup>	2,030,000m <sup>2</sup>	880,000m <sup>2</sup>	950,000m <sup>2</sup>
計画埋立量	16,000,000m <sup>3</sup>	31,000,000m <sup>3</sup>	15,000,000m <sup>3</sup>	14,000,000m <sup>3</sup>
埋立対象物	一般廃棄物・産業廃棄物・陸上残土・浚渫土砂			

### ▼清掃センター最終処分場の概要

処分場の種類	一般廃棄物管理型最終処分場		
所在地	御坊市名田町野島 2731 番地 4		
規模	22,000 m <sup>2</sup> : 236,000 m <sup>2</sup>		
取り扱う廃棄物の種類	種類	焼却残渣	
	数量	4.8 t /日	
埋立開始	平成 2 年 4 月		
土地利用規制項目	都市計画地域外により規制項目なし		
跡地利用計画	植林		
埋立処分の方法	セル方式		

### ▼清掃センター埋立処分地浸出水処理施設の概要

処理方式	付着生物法（回転円板法）		
所在地	御坊市名田町野島 2731 番地 4		
建築面積	71.53 m <sup>2</sup>		
着工年月	平成元年 11 月		
竣工年月	平成 2 年 3 月		
公称能力	200 m <sup>3</sup> /日		
主な概要	基本フロー	沈砂 + 調整槽 + 最初沈殿 + 回転円板 + 凝集沈殿 + 砂ろ過 + 滅菌	
	汚泥処分法	埋立処分	
	制御方法	中央制御方式	
	放流先	壁川（一部ごみ処理施設工業用水利用）	

## 6 その他

### 6-1 不法投棄防止対策の徹底

不法投棄防止策として、不法投棄やポイ捨てが発生しやすい場所を減らしていくことも重要なため、監視パトロールの強化やクリーン大作戦の実施による美化に努めます。さらに街灯の設置や和歌山県貸出監視カメラの利用等を行うとともに、保健所や警察等と連携して不法投棄の監視を強化し、不法投棄の防止を図ります。

### 6-2 適正処理困難物等の対策

適正処理困難物については、製造・販売事業者による回収・引取を推進するとともに、各種リサイクル法等による適正処理を行います。また、御坊広域行政事務組合の処理施設で処理のできないごみについては、専門の処理事業者等により適正処理を行います。

#### ▼処理できないごみ

以下に示す品目については、販売業者や専門の処理業者などの引き取りとする。

プロパンガスボンベ、消火器、廃タイヤ、農業用ビニール、バッテリー（車両用）、農薬・殺虫剤・漂白剤等の液体・ピクリンの缶、焼却灰・土砂、瓦、コンクリートガラ、有害危険ごみ、産業廃棄物、感染性医療廃棄物、ダイオキシン発生に関するごみ など

### 6-3 災害廃棄物対策

本町では、災害発生時の迅速な対応を行うため、具体的なマニュアルの整備や、県、近隣市町や関係団体との総合的な支援連携強化に努めています。また、災害時に発生する大量で多様な災害廃棄物は、できるだけ速やかに回収することで公衆衛生を維持するものとし、公有地等を利用して、一次・二次仮置場を確保し、災害廃棄物の分別と処理を進めるものとします。本町単独では対応できない場合も想定されるため、県の廃棄物対策部署等、関係機関との連携を図り適正な処理を行います。

### 6-4 在宅医療廃棄物対策

高齢化の進行等によって、在宅医療行為に伴う廃棄物（在宅医療系廃棄物）が増加しています。こうした在宅医療系廃棄物には、注射針など、ごみ処理において危険を伴う場合も想定されます。

在宅医療系廃棄物による事故を防ぐため、医師や医療機関との連携を図り、適正な処理を推進します。具体的には、注射針など危険なものや感染性のあるものは、医療機関を通じて専門業者による回収とします。

### 6-5 漂着ごみ対策

不法投棄されたプラスチックごみは、河川や海に流出し、海洋汚染の原因になることから環境負荷を低減させるために、漂着ごみ対策について、県や関係団体などと連携を図り、海洋汚染問題について、環境学習や広報にて啓発していきます。

## 第3節 生活排水処理実施計画

### 1 処理主体

#### ▼生活排水の処理主体

処理施設の種類	対象となる生活排水の種類	処理主体
集落排水処理施設	し尿及び生活雑排水	本町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	本町、個人等
単独処理浄化槽	し尿	個人等
し尿処理施設	し尿、浄化槽汚泥 集落排水処理施設汚泥	御坊広域行政事務組合

### 2 し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬形態

し尿及び浄化槽汚泥の収集・運搬は、本町が許可した業者が行います。

#### ▼収集運搬方法

対象物	計画収集区域内から収集されるし尿及び浄化槽汚泥等 (合併処理浄化槽汚泥、単独処理浄化槽汚泥及び集落排水処理施設汚泥)の全量
実施体制	許可業者(御坊クリーンセンターへ搬入)
機材	バキューム車
収集方法	し尿：住民の申し込み、浄化槽汚泥：年1回定期収集
搬入時間帯	8時間/日、6日/週(日曜なし)

#### ▼収集運搬

項目	収集形態	業者数	手数料徴収方法	収集車両等台数
し尿	許可	2	従量制	1.8t車：2台 3t車：1台 3.7t車：2台
浄化槽				1.8t車：2台 3t車：1台 3.7t車：2台

### 3 し尿及び浄化槽汚泥の処理概要

本町のし尿及び浄化槽汚泥は、御坊クリーンセンターで処理します。

#### ▼し尿処理施設の概要

施設名	御坊クリーンセンター
竣工年度	平成 18 年 3 月 31 日
計画処理能力	131 kL/日(し尿：52 kL/日、浄化槽汚泥：79 kL/日)
処理方式	浄化槽汚泥対応型膜分離高負荷脱窒素処理方式

### 4 合併処理浄化槽

集落排水処理区域外の生活排水処理を進めるため、生活雑排水の未処理世帯（単独処理浄化槽設置世帯、くみ取り世帯）に対し合併処理浄化槽への転換を図るため、「日高町浄化槽設置整備事業補助金交付要綱」により、合併処理浄化槽設置者への補助を行っていきます。

### 5 生活排水処理の施策

- 集落排水処理施設への接続、合併処理浄化槽の設置により、生活排水処理を普及・推進します。
- 単独処理浄化槽の家庭については、合併処理浄化槽への転換を啓発します。
- 御坊広域行政事務組合が管理・運営する汚泥再生処理センター（御坊クリーンセンター）で、将来にわたり安定して安全に処理が継続できるよう、御坊広域行政事務組合が実施する適切な整備に対して協力していきます。
- 河川等の公共用水域の浄化対策及び浄化槽の適正な維持管理等を推進するため、広報、啓発活動を積極的に行います。